厚生年金保険法施行規則第九十二条第九号及び第百八条第一項第二号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
厚生年金保険法施行規則第百八条第一項第一号	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）第十九条の二第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号及び第十九条の十七第一項第二号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の十七第一項第一号	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第七十五号）第一条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令第一条第九号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十五号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十九条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経営力向上設備等の要件） **第十六条**　［略］ 一・二　［略］ 三　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 イ　情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。 ロ　現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二条第十一項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようにすること。 ハ　情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。	（経営力向上設備等の要件） **第十六条**　［略］ 一・二　［略］ ［新設］